

ご存知ですか？ 「学生納付特例制度」と 「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

【対象となる学生】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象になります。

【学生納付特例の承認期間】

4月から翌年3月まで

※次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「**追納制度**」を利用されることをお勧めします。

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

地域社会の一員として、 今できること

羽島郡では、中学校の生徒会が中心となって「あいさつ運動」をすすめています。各小学校の校門前や人が多く行き来するような場所で「あいさつ運動」を年に3回ほど行っています。こうした取り組みによって、少しずつあいさつが根付きつつあります。

以前、公民館講座で町の史跡や季節、景色を楽しみながら歩く「まち歩き」を行いました。講座の皆さんと一緒に歩いていると、家の裏庭で遊んでいた五歳ぐらいの男の子が、元気よく「おはようございます」とあいさつしてくれま

した。講座に参加している皆さんが笑顔になったのは言うまでもありません。さらに歩いていくと、家の前で若いお母さんが出掛けようとした時、その方が自分から進んで「こんにちは」とさわやかなあいさつをされました。その姿を見て、「若い人にもあいさつが根付いてきた」とうれしくなります。ちょっとしたあいさつで互いが清々しい気持ちになれたり、町の良さとして感じたりすることもできます。

教育委員会では「地域社会の一員として貢献できる社会人」の育成を目指しています。何か固苦しい感じがしますが、まずは人と人の関わりをもつこと。その第一歩として、進んであいさつができる人を増やしていくことを考えています。

「進んであいさつをする」といった小さな積み重ねこそが、地域社会に貢献していく人を育てることにつながるのではないのでしょうか。